

令和3年度 赤穂市特定教育・保育施設等利用者負担額(保育認定) 2号・3号認定 (月額)

階層区分		利用者負担額	
		保育標準時間	保育短時間
第1階層	生活保護法による被保護世帯等	0	0
第2階層	市民税非課税世帯	0	0
第3階層	市民税所得割額48,600円未満	11,300 (1,100)	11,100 (1,100)
第4階層	市民税所得割額55,000円未満	14,000 (1,500)	13,800 (1,500)
第5階層	市民税所得割額61,000円未満	16,800 (1,700)	16,600 (1,700)
第6階層	市民税所得割額67,000円未満	21,900 (2,300)	21,500 (2,300)
第7階層	市民税所得割額77,101円未満	27,000 (2,800)	26,600 (2,800)
	市民税所得割額97,000円未満	27,000	26,600
第8階層	市民税所得割額133,000円未満	34,200	33,700
第9階層	市民税所得割額169,000円未満	40,100	39,300
第10階層	市民税所得割額199,000円未満	47,700	46,900
第11階層	市民税所得割額301,000円未満	54,900	54,000
第12階層	市民税所得割額397,000円未満	63,000	61,900
第13階層	市民税所得割額397,000円以上	71,400	70,200

○施設を利用する年度の4月1日現在で満3歳以上の児童については、保育料は無償となりますが、赤穂市の公立保育所では月額4,500円の給食費(副食費)の支払いが必要となります。赤穂市の公立保育所以外の保育所等を利用される場合、各施設により給食費(副食費)の金額は異なりますので各施設にお問い合わせください。

○児童の年齢は、毎年度初日の前日の満年齢を適用します。誕生日を迎えても年度途中の適用年齢の変更はありません。年度途中に入所する場合も年度初日の前日の満年齢です。年度途中に3号認定から2号認定に切り替わった場合(満3歳に到達した場合)も、年度途中の適用年齢の変更はありません。

○次の場合、保育料がそれぞれ減額になります。

▽市民税所得割額が57,700円未満の世帯・・・第2子は上記利用者負担額の2分の1、第3子以降は無料。

▽母子・父子世帯又は在宅障がい児(者)がいる世帯であって、市民税所得割額が77,101円未満である場合・・・第1子は上記の表の()内の利用者負担額を適用、第2子以降は無料。

▽その他の世帯・・・同一世帯で、小学校就学前の子どもが2人以上同時に幼稚園・保育所・認定こども園を利用している場合、就学前の児童から数えて2番目は上記利用者負担額の2分の1、3番目以降は無料。

○副食費については、市民税所得割額 57,700 円未満世帯の全ての子どもと、母子・父子家庭又は障がい児（者）がいる世帯のうち市民税所得割額 77,101 円未満世帯の子ども、小学校就学前の子どもが2人以上同時に幼稚園・保育所・認定こども園等を利用している場合は就学前の児童から数えて3番目以降の子どもの副食費は免除となります。手続き不要です。

○階層区分は、児童の保護者（父母）の課税額（市民税所得割額）の合計によって決定します。父母以外の方（祖父母等）が家計の主宰者である場合（父母以外で収入で生計を立てている場合）、祖父母等の課税額によって決定します。

○階層区分の決定について、4月分から8月分までは前年度の課税額、9月分から翌年3月分までは、当該年度の課税額により決定します。

利用者負担額（保育料）の算定方法について

保育料は保護者等の市民税額によって算定されます。

毎年9月分より新しい年度の市民税額で保育料を算定します。

令和3年度の保育料

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
保育料算定に使用する税額	令和2年度市民税額 ↓ 平成31年1月～令和元12月の収入から計算した税額					令和3年度市民税額 ↓ 令和2年1月～令和2年12月の収入から計算した税額						
保育料算定	上記の令和2年度市民税額で算定					上記の令和3年度市民税額で算定						

令和4年度の保育料

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
保育料算定に使用する税額	令和3年度市民税額 ↓ 令和2年1月～令和2年12月の収入から計算した税額					令和4年度市民税額 ↓ 令和3年1月～令和3年12月の収入から計算した税額						
保育料算定	上記の令和3年度市民税額で算定					上記の令和4年度市民税額で算定						

○表中の課税額には、住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除等）、配当控除、寄付金控除などの税額控除（調整控除は除く）の適用はありません。

○保育料以外に、諸雑費が必要です。実費負担については各施設にお問い合わせください。

○婚姻歴のないひとり親（みなし寡婦・みなし寡夫）については、寡婦（夫）控除を適用した税額で保育料の算定を行います。

<問い合わせ先>

赤穂市役所第2庁舎2階

赤穂市教育委員会 こども育成課

電話（0791）43-7065

FAX（0791）43-6895